

第9回東京都北区景観づくり審議会

結 果

- ◇ 日 時 令和4年3月4日（金曜）資料送付
令和4年3月22日（火曜）書面表決
- ◇ 開催方法 書面開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点による）
- ◇ 出席委員 19名
（書面表決書提出）
- | | | | | |
|-----|-------------|----------|---------|--|
| 会 長 | 北 原 理 雄 | | | |
| 委 員 | 吉 村 晶 子 | 雨 宮 護 | 村 井 祐 二 | |
| | 丸 山 吉 栄 | 渡 辺 かつひろ | 古 田 しのぶ | |
| | さ が ら と し こ | 赤 江 な つ | 安 住 孝 史 | |
| | 遠 藤 千 代 美 | 宮 川 淳 子 | 矢 吹 静 子 | |
| | 早 川 潤 | 吉 野 静 夫 | 菅 井 和 男 | |
| | 中 嶋 稔 | 藤 野 浩 史 | 雲 出 直 子 | |
- ◇ 欠席委員 0名
（書面表決書未提出）

◇ 結果 (1) 第1号議案「東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について」

委員全員からの承認により、下記のとおり選出した。

会長 北原 理雄

副会長 吉村 晶子

※ご意見の要旨は別紙2のとおり

(2) 第2号議案「東京都選定歴史的建造物の選定に係る意見照会について」

委員全員から了承された。

※ご意見の要旨及び見解は別紙2のとおり

(3) 令和3年度景観届出等の状況報告

ご意見の要旨及び見解は別紙2のとおり

第 9 回東京都北区景観づくり審議会 各議案等に対するご意見の要旨と見解

1 第 1 号議案「東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について」

【ご意見の要旨】

- ・両先生ともに適任だと思います。
- ・オミクロン株がまだ流行っています。皆様、健康管理にご留意ください。
- ・異議はございません。引き続きお願いしたいと思います。
- ・今後ともよろしく願いいたします。

2 第 2 号議案「東京都選定歴史的建造物の選定に係る意見照会について」

ご意見の要旨	見解
4 件とも景観的、歴史的にきわめて重要な価値を有する建造物なので一日も早い選定を希望します。	引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。東京都へ手続きの進捗状況を確認し、選定結果につきましては速やかにお知らせいたします。
いずれも、区を超えて普遍的価値のある建築であり、新たに都に価値が認められることは良いことと思います。活用にむけ、都と区が効果的に連携できるよう期待しております。	引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。東京都へ手続きの進捗状況を確認し、選定結果につきましては速やかにお知らせいたします。 また、選定結果の周知などで都区の連携を検討してまいります。

ご意見の要旨	見解
<p>醸造試験所や十条跨線橋についても北区の歴史を語る上で必要な場所ではないでしょうか。</p>	<p>醸造試験所は既に重要文化財に指定されているため選定対象外となっております。</p> <p>今回の4件は「みんなで作る北区景観百選 2019」から選定いたしました。十条跨線橋につきましては次回以降の選定時に検討候補の参考とさせていただきます。</p>
<p>適切な建造物が選定されています。これらの建築物の景観を守っていくことは人々が文化的で心豊かに暮らしていくためには重要ですので、災害に備えて耐震性、防火性などを確保していく必要があると思います。</p>	<p>引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。東京都へ手続きの進捗状況を確認し、選定結果につきましては速やかにお知らせいたします。</p>
<p>1. コロナ禍のため、残念ながら書面開催となり残念です。本来なら、4つの建物については、外から内から実際に見て確認したかったですね。日頃から、身近にある建物ではありますが、景観の観点からの現地調査が、やはり必要と思います。</p> <p>きっと、各委員の方々から、専門的な視点での評価を伺うことができたのではないかと。</p> <p>2. 選定後の活用と保存などにあたり、都から財政的な支援がおこなわれるのか。この点も確認できればと思いました。「ゆるやかに保存し…」という表現もあります。</p>	<p>1、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点の影響から書面開催となり、現地調査等ができずご不便をおかけしました。来年度以降についても会議形式での開催を基本としつつ、新型コロナウイルスの感染状況を考慮のうえ開催方法を検討していきたいと考えております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>現地調査につきましては、今後のイベント等の際に検討してまいります。</p> <p>2、東京都は、歴史的な街並み景観の形成を図る取組として、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに設立された「東京歴史まちづくりファンド」を通じて、東京都選定歴史的建造物の保存や修復を支援しております。</p>

ご意見の要旨	見解
<p>指定文化財は対象外ということもあり、現在北区内の都選定歴史的建造物は、旧岩淵水門の1件しかありません。今回の都からの照会、諮問を受け、新たにこれら4件が選定されることは大変喜ばしいことです。</p> <p>この4件は歴史があるだけでなく、今なお、区民をはじめ多くの人々に利用され、地域のシンボルとして存在している景観資源なので、都の歴史的建造物に選定されることを通じて、”北区の魅力”を都内外に大いに発信できるものと期待しています。</p>	<p>引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。今回の4件は「みんなでつくる北区景観百選2019」から選定したものであり、さらに東京都選定歴史的建造物となれば、広く周知が図れるものと考えております。</p>
<p>どの建造物に対しても、歴史的建造物の選定に手続きを進めて頂きたいです。</p> <p>特に、私自身も長年、北区中央図書館と中央公園文化センターは良く使用している。外観のみならず、建物に入り使用する時の何とも気持ちが落ち着く感覚がとてもいい。地域にとっても、家族にとってもなじみが深い。[REDACTED]は親子3代の思い出の場所でもあり、海外から来る友人達を必ず案内する場所で、素晴らしいと言われている。宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。東京都へ手続きの進捗状況を確認し、選定結果につきましては速やかにお知らせいたします。</p>
<p>カトリック赤羽教会が東京都選定歴史的建造物の選定候補にあがっていることは大変喜ばしいことです。</p> <p>只、後の高層建築物が美しい教会の景観をこわしていることは残念です。</p>	<p>引き続き、選定に向けて東京都や関係機関等と調整いたします。周辺の高層建築物等が歴史的建造物に与える影響につきましては、今後の運用における参考事例とさせていただきます。</p> <p>なお、東京都景観条例では、都選定歴史的建造物等の周囲100mの建築行為等について、「歴史的景観保全の指針」の適用範囲として配慮を求めています。</p>

※非公開情報に係る部分は黒塗りにしてあります。

3 令和3年度景観届出等の状況報告

ご意見の要旨	見解
いずれも工夫されていると思います。	今後も、景観法、北区景観づくり条例に基づく届出による景観づくりを推進し、北区らしい景観まちづくりに努めてまいります。
建築主に景観形成基準にあったものを建築してもらえよう、今後も宜しくお願いします。	今後も、景観法、北区景観づくり条例に基づく届出による景観づくりを推進し、北区らしい景観まちづくりに努めてまいります。
<p>1. 王子4丁目、昭和町2丁目の計画では、敷地外周部や道路沿いに歩道状空地や緑地空間を創出する配慮をされている。とはいえ、限られた土地の中での規模は、景観形成基準を満たすものとなっていない（王子4丁目）ことは、気になりますね。</p> <p>2. 西が丘地区の木造2階建て住宅は、景観形成重点地区内ということで、周辺との調和に配慮された計画になっていると思いました。</p>	<p>建築物の形態規制については、建築基準法等により、一定の制限がなされています。</p> <p>いずれの計画につきましても、各地区の景観形成基準に配慮されているものと考えておりますが、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>